

## 安全衛生パトロールについて

労働安全体制整備事業委員会の委員と専門家（労働安全衛生コンサルタント）が会員企業を訪問して、労働安全対策の実施状況等を確認する労働安全衛生パトロールを今年度から始めました。労働安全衛生対策に積極的に取り組む会員企業4社の協力を得て実施した結果は、早急な改善が必要な事例や優良事例など事故防止に役立つ様々な事例がありました。会員企業におかれましては、下記の事例を参考にいただき安全対策の立案、実施に役立てていただくようお願いします。



現場巡視の様子



安全対策の概要説明

### 【主な指摘事項】

- ①作業場内でフォークリフトなどの機械を運転する場合は機械と作業者が接触することがないように作業計画を定めること。
- ②フォークリフトの運転者が運転席から離れる場合は逸走防止及び無資格者による操作を防止するためキーを抜き取ること。
- ③注意事項を掲示する場合は、必ず「～する」とすること。「～しない」とすると、どのように作業すべきか作業者にわからないため。
- ④ギヤとチェーン（ベルトとローラー）がむき出しになっている場合、機械の回転部に接触しないように、カバーをかけるなど養生を行うこと。



⑤通路を配管が横断する場合は配管を跨ぐ足場（手すり付き）を設けるなど、作業者が使用するための安全な通路を設けること。



⑥ステージにはしごを掛ける時は、床面より 60cm 以上の突き出しを設けること。



⑦コンベヤーに身体の一部が巻き込まれるおそれのある時は、「非常停止装置」を備えること。

⑧梱包機で不要物を取り除こうとして、「はさまれ・巻き込まれ」災害が発生しているのを、①網目上のカバーで養生 ②注意標識を掲示すること。

⑨通路に開口部があるため手すり・中柵を設けて、「墜落・転落」を防止すること。



⑩作業場に通ずる場所に作業者が通行する箇所には、安全な通路を設けること。

【優良事項】

①作業者が近づく場所は、バルコン下部も安全カバーで養生されている。



②事業場内は車両と歩行者をはっきり区別して、通路を設置している。



③車両系建設機械の側面に、他車両や歩行者との接触防止が施されている。